

来日外国人犯罪と入管法改正

木村光江

- 一 問題の所在 — 来日外国人犯罪の減少
- 二 来日外国人犯罪の特色
 - 1 定住外国人からの来日外国人へのシフト
 - 2 外国人入国者、外国人登録者数の増加 — 平成元年入管法改正
 - (1) 日系人入国者の増大
 - (2) 就労目的、就学・研修資格での入国者の増大 — 事実上の単純労働者の受入れ
- 三 不法残留と外国人犯罪
 - 1 外国人犯罪と特別刑法犯 — 入管法違反
 - 2 刑法犯における来日外国人犯罪の特色
 - (1) 刑法犯・犯罪類型による特色
 - (2) 刑法犯・国籍別の特色

3 在留資格による特色

(1) 在留資格の有無と罪種別検挙人員

(2) 在留資格の種類による特色

四 平成一六年入管法改正とその影響

1 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」と入管法改正

2 不法滞在者対策としての法改正

3 不法滞在者の減少と刑法犯の減少

五 まとめにかえて

一 問題の所在 — 来日外国人犯罪の減少

二〇〇六年の来日外国人犯罪罪⁽¹⁾の検挙件数は、刑法犯二七、四五三件、特別刑法犯二二、六七五件、合計四〇、一二八件であった。二〇〇五年に過去最悪の検挙件数である刑法犯三三、〇三七七件、特別刑法犯一四、八二八件、合計四七、八六五件を記録したが、二〇〇六年には減少に転じたのである。さらに、二〇〇七年上半期の検挙件数についてみると、二〇〇六年同期と比較し、八・四％の減少が見られ、減少傾向が継続している⁽²⁾。

この減少の流れは、検挙人員については既に二〇〇五年から始まっていた。二〇〇五年の検挙人員は、刑法犯・特別刑法犯の合計で二一、八四二人であったのに対し、二〇〇七年には同じく二一、一七八人と減少に転じ、さらに二〇〇六年には一八、八七二人に減少している(図1参照)。

図1 来日外国人犯罪検挙件数

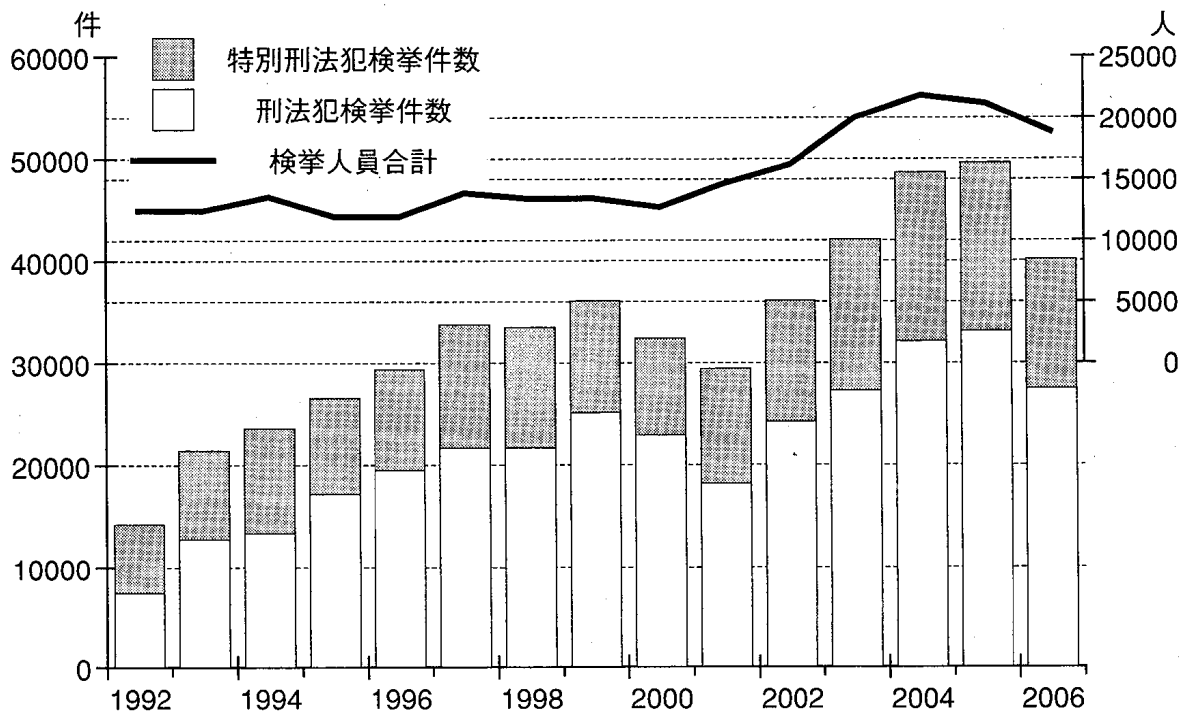
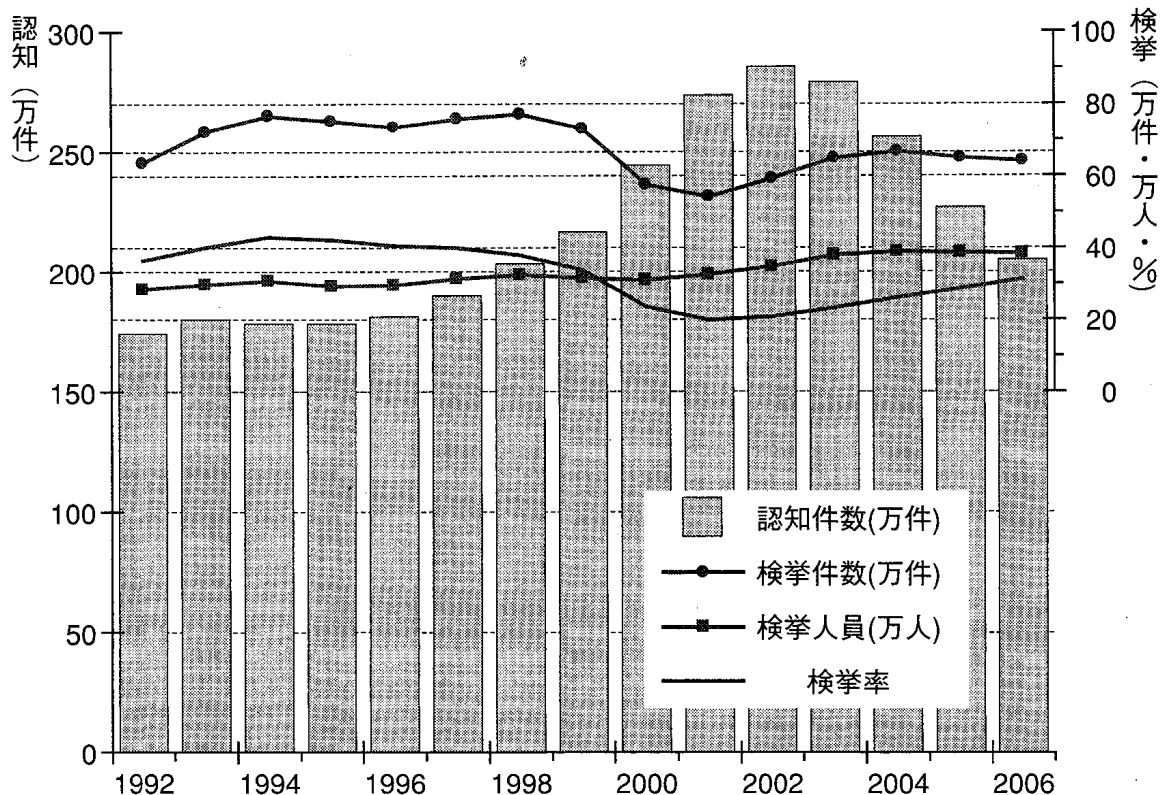


図2 刑法犯 認知・検挙



その原因として、まず、検挙率との関係が問題となりうるが、検挙率（刑法犯全体）は二〇〇二年以降上昇に転じており、検挙率の低下により検挙件数・人員が減少しているわけではない（図2参照）。

また、全刑法犯の認知件数は二〇〇二年をピークに減少しており、我が国全体として犯罪減少傾向が認められる。全刑法犯の検挙人員についてみると、二〇〇五年は前年比二・七%の減少、二〇〇六年は前年比一・四%の減少となっている（図2参照）。

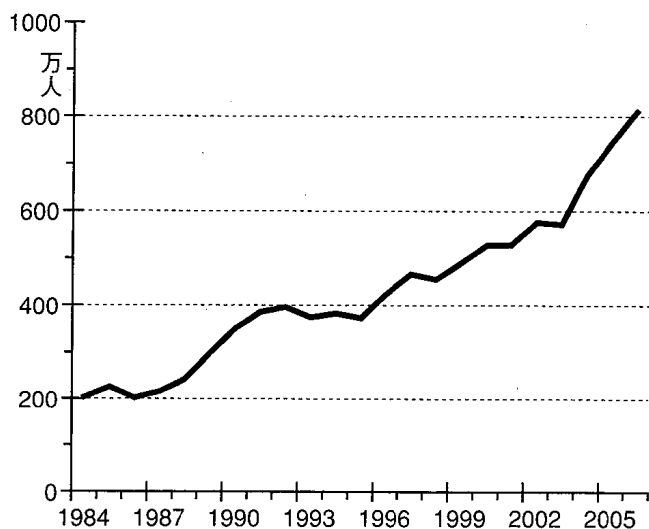
しかし、特に二〇〇六年以降の来日外国人犯罪の減少率はこれを遙かに上回っている。二〇〇六年は前年と比較し、検挙件数で一六・二%、検挙人員で一〇・九%の減少が見られる。さらに二〇〇七年上半期は前年同期と比較し、検挙件数で一二・六%、検挙人員で一三・一%減少しているのである。

しかも、この間、外国人の入国者数はむしろ増加している。二〇〇四年の入国者は約六七六万人であったのに対し、二〇〇五年は約七四五万人、二〇〇六年は約八一一万が入国している（図3参照）。入国する外国人が増加しているにもかかわらず、来日外国人犯罪は減少しているのである。

本稿の目的は、近年の来日外国人犯罪の減少の実態と、その要因を探ることにある。

(1) 来日外国人犯罪とは、もともとは警察庁において用いられてきた用語

図3 外国人入国者数



で、我が国に在住する外国人から、定着居住者（永住者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう（警察庁『平成一七年の犯罪』（二〇〇六年）五一九頁）。

（2）警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況（平成一九年上半期）』参照。

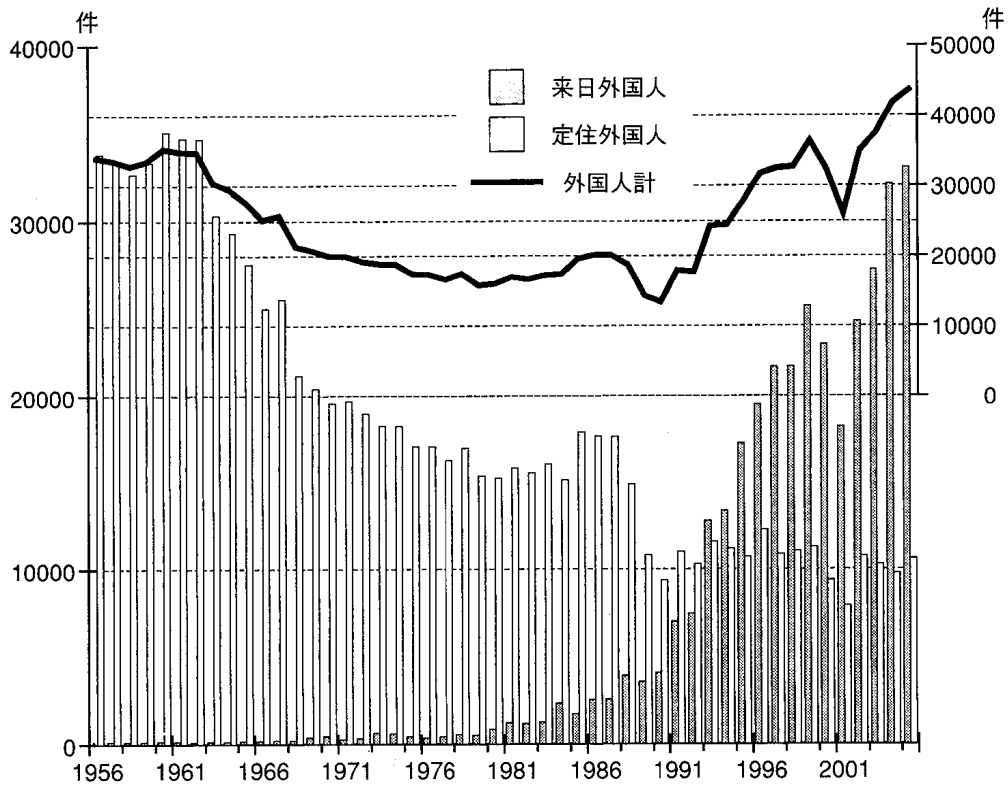
二 来日外国人犯罪の特色

1 定住外国人から来日外国人へのシフト

わが国の外国人犯罪は、一九九〇年代以降、質的に大きく変化した。戦後一貫して外国人犯罪数は減少してきたが、一九九〇年代に入ると増加に転じた。そして、このような変化の原因が、「来日外国人」を主体とする犯罪の増加であった。

従来の外国人犯罪においては、いわゆる定住外国人（特別永住者⁽¹⁾）を主体とするものが圧倒的に多数であった（図4参照）。しかし、平成に入った頃から来日外国人の検挙件数が急激に増大し、一九九三年には来日外国人の検挙件数が定住外国人のそれを上回る。その後、定住外国人の検挙件数が例年約一万件程度で横ばいの状態であるのに対し、来日外国人犯罪は急増し、それにより外国人犯罪全体の検挙件数も増加していった。

図4 外国人犯罪（刑法犯・検挙件数）推移



2 外国人入国者、外国人登録者数の増加 — 平成元年入管法改正

(1) 日系人入国者の増大

では、なぜこの時期に来日外国人犯罪の急増が始まったのであろうか。

来日外国人犯罪の検挙件数は、一九八〇年代後半から徐々に増加し始めていたが、一九九〇年に四、〇六四件であったものが、九一年には一挙に一・七倍の六、九九〇件に急増し、その後さらに一九九二年（七、四五七件）から九三年（二、二七七一件）にかけて、やはり一・七倍に増加している（図5参照）。

この時期は、我が国の出入国政策が大きな転換を果たした時期と重なる。一九九〇年台に入り、新たな在留資格に基づく外国人登録者数が急増し始めたのである（図6参照）。

「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」とす

る）は、平成元年に大幅な改正を行った。⁽²⁾ 当時、外国人の入国者数が年々増加し、一九八八年はその一〇年前の二・四倍に達し、他方、不法就労外国人問題も深刻化していた。⁽³⁾ この状況を受け、平成元年の入管法改正は、「国

図5 来日外国人犯罪（刑法犯）検挙件数

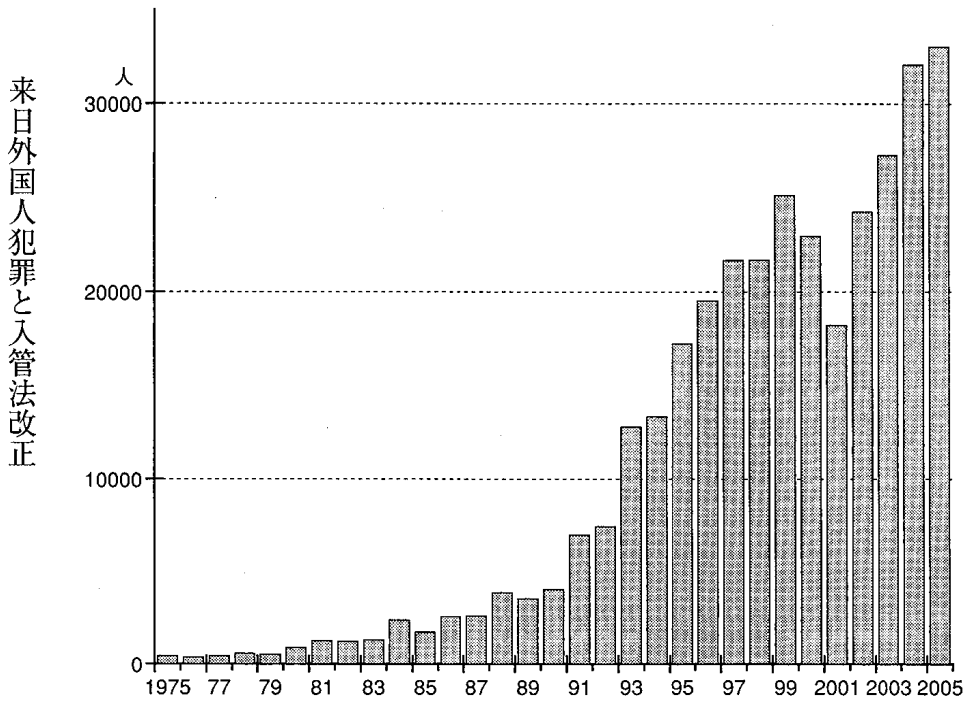
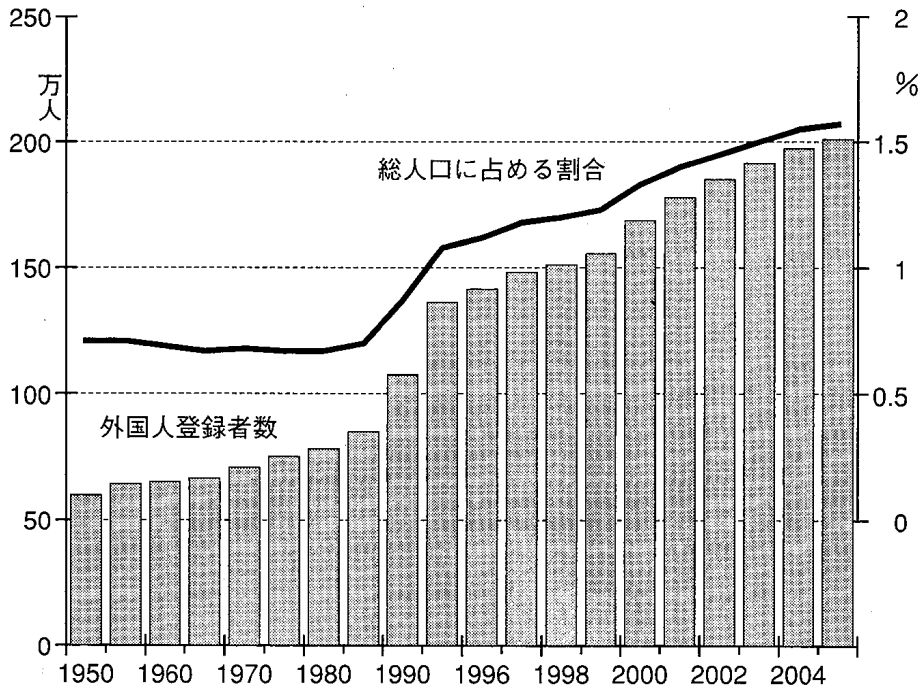
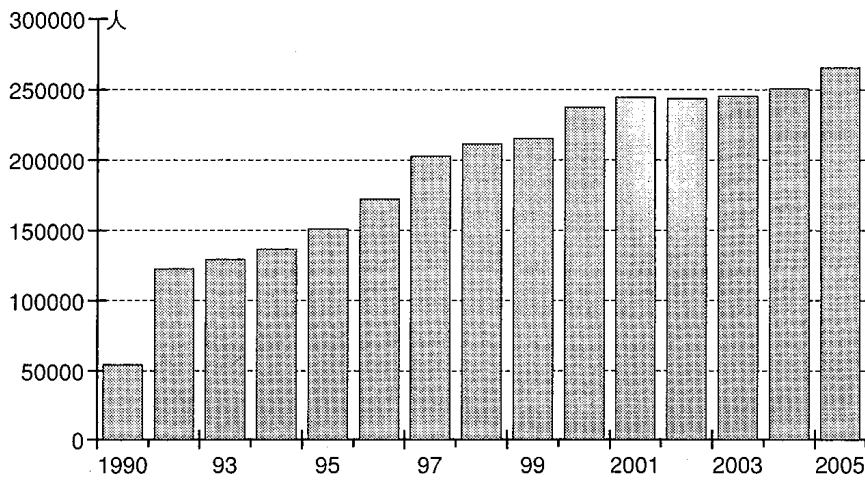


図6 外国人登録者数



際化社会にふさわしい入国管理行政の実施」を目的とし、「適正な入国・在留管理を図りつつ、簡素かつ迅速な手続により外国人の受入を行い得るよう」に実施されたものであった。⁽⁴⁾ 改正の柱は、①入国審査手続の簡易・迅速化、及び②不法就労外国人対策（雇用者処罰規定等の導入）、③在留資格の拡大であった。⁽⁵⁾ 中でも、当時の労働力

図7 「定住者」外国人登録者数の推移

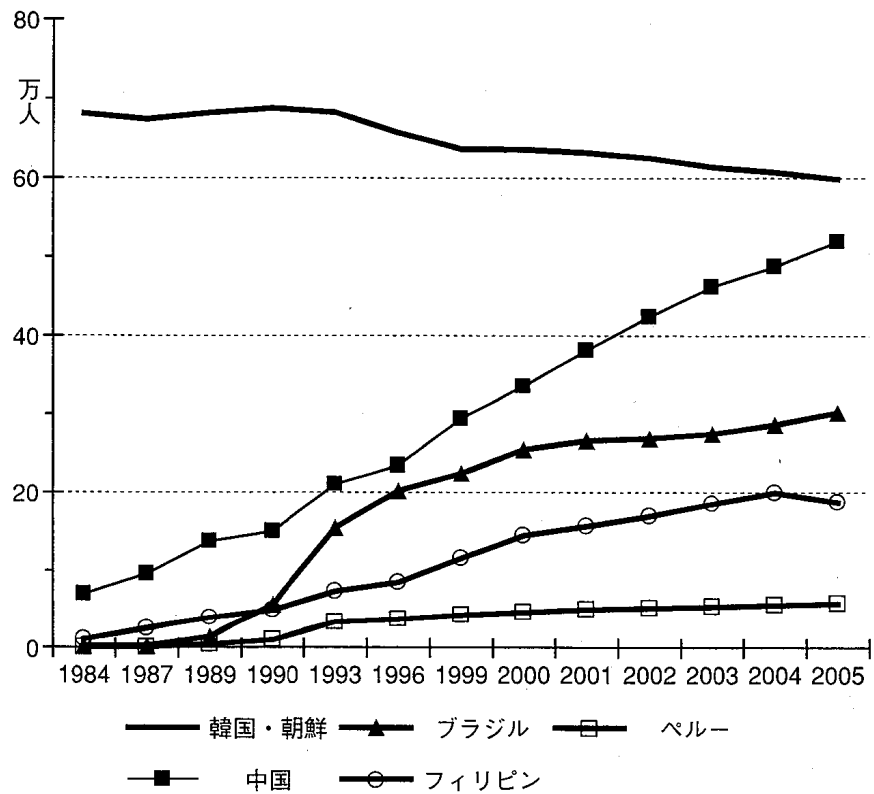


の不足を補う役割を果たしたのが、③の在留資格の拡大及び、とりわけ「定住者」枠等の新設である。当時、南米諸国はインフレと不況に見舞われ、また、我が国と南米諸国との賃金格差が著しいことから、我が国で「定住者」として就労しようとする日系南米人が急増した。⁽⁶⁾ この入管政策の変更こそが、この時期に外国人登録者数が急増した主要因となったのである(図7参照。一九九一年は統計数字を入手できなかった。以下、図10、11、12も同様)。

在留資格の拡大で特に着目すべき点は、国内で「単純労働」に従事できる在留資格を拡大したことである。従来より、我が国では単純労働者の入国を認めておらず、これは現在まで変更されていない大原則である。⁽⁷⁾ しかし、平成元年改正法では、新たに「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を設けた。⁽⁸⁾ 就労目的や留学・就学目的の在留資格は、活動が一定範囲に限定されているのに対し、「永住者の配偶者等」や「定住者」といった「身分」としての在留資格には、そのような制限はない。事実上、「単純労働」を含む就労目的の在留資格を認めたこととなった。

このうち、「定住者」の資格には、インドシナ難民のうちの一定の者などの他、日系二世、三世が含まれる。⁽⁹⁾ ただ、「日本人の子として出生した二世」には「日本人の配偶者等」(平成元年法別表第二)の在留資格が与えられるため、「定住者」とは、事実上、日本国籍を持たない二世、三世の在留資格を意味する。そのため、中南米諸国から多数の日系

図8 主な国籍（出身者）別外国人登録者数



人が入国した（図8参照⁽¹⁰⁾）。このように、就労制限のない、日系人という「身分」による在留資格を拡大したことにより、単純労働者を多数受け入れることとなったのである。

既に、日系人の入国としては中国残留邦人等があり、一九八〇年代半ばから永住帰国者が急増していた。二〇〇五年三月現在で永住帰国した者は六、二八六名（うち残留孤児二、四八九名、残留婦人等三、七九七名）となっているが、家族も含めた総数は二〇、一〇二名に上る（図9参照⁽¹¹⁾）。このような、日系人の受入れによる入国者の拡大が、外国人登録者の急増をもたらす要因の一つとなった⁽¹²⁾。

(2) 就労目的、就学・研修資格での入国者の増大
 事実上の単純労働者の受入れ

平成元年の改正においては、就労目的の在留資格も大幅に拡大された。従来から認められていた「投資・経営」資格に加え、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「人文知識・国際業務⁽¹³⁾」、「企業内転勤⁽¹⁴⁾」が追加され、「技術」、「興行」、「技能」についても内容が変更された。その結果、就労目的の入国者が大幅に増加した（図10参照⁽¹⁵⁾）。

図9 中国残留邦人等・永住帰国者数（世帯数）

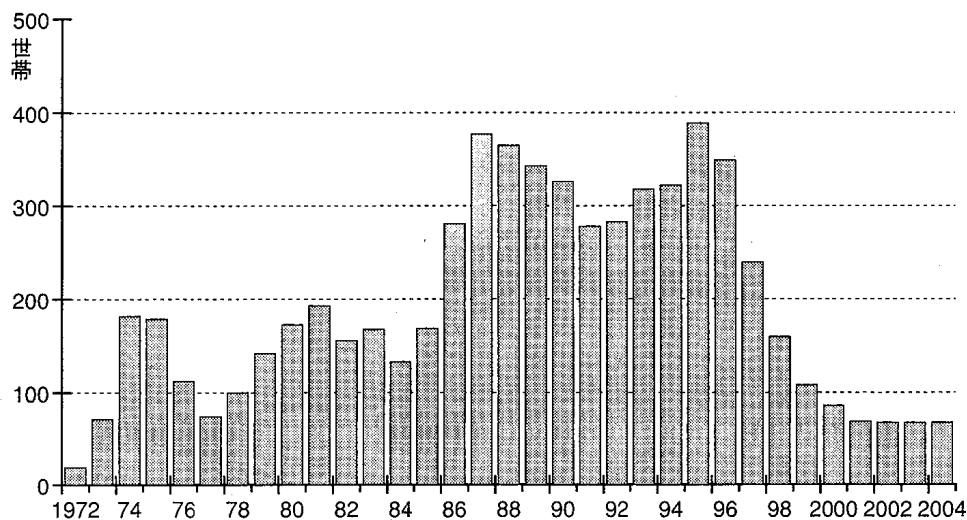
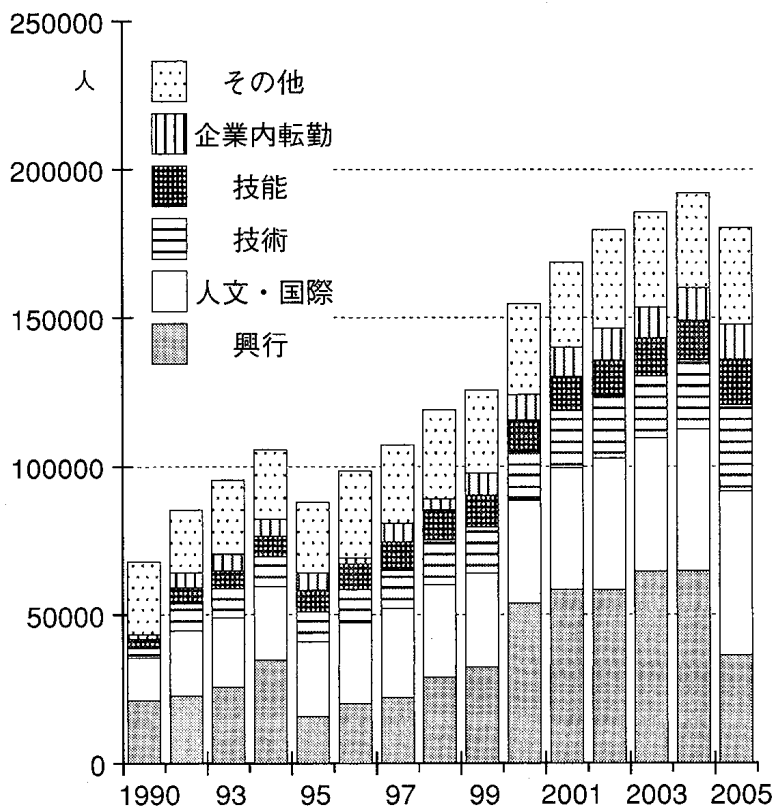


図10 在留資格別（就労目的）外国人登録者数



るため、実際には就労目的での資格取得も多いと指摘されている。とりわけ、平成元年の改正により、「留学」に加えて新たに「就学」資格が追加され、さらに「研修」についても、平成二年の法務省告示により、大幅な要件の

あるいは「研修」による在留資格については、アルバイトが認められていた格により事実上単純労働に就労する者（ホステス等）などに限られる。⁽¹⁶⁾ これに対し、本来は勉学を目的とする在留資格である「留学」、「就学」

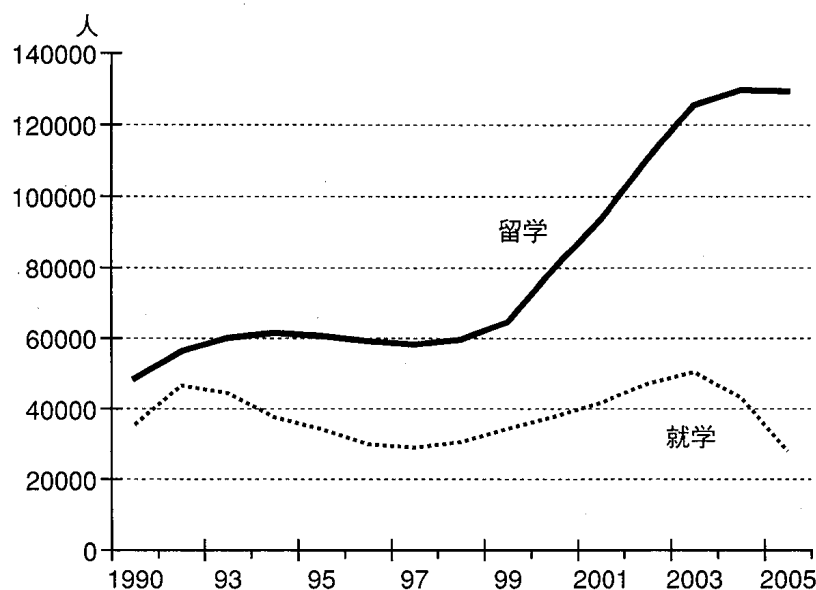
ただ、就労目的の在留資格はその類型は増加したものの、入管法別表において「本邦において行うことがで

ける活動」が限定されている。したがって、資格外活動として特に問題となるのは、「興行」資

緩和が認められることとなった。⁽¹⁸⁾

「就学」は、「高等学校、盲学校・聾学校・養護学校、専修学校、各種学校において教育を受けることが認められる資格である。大学相当の教育機関での教育を受ける活動を内容とする「留学」とは異なり、高等学校相当の教育機関での教育を受ける活動を内容とする。いわゆる「日本語学校」において教育を受ける活動を目的として入学する者は、「就学」の在留資格を取得することとなる。

図11 留学・就学目的外国人登録者数

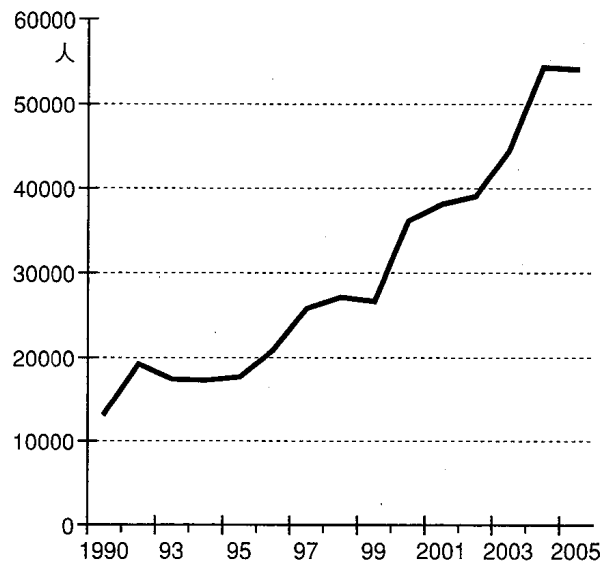


来日外国人犯罪と入管法改正

平成一六(二〇〇四)年以降「就学生」が減少しているが(図11)、これは、平成一五年一月から、留学生及び就学生の勉強意思・能力や経費支弁能力の有無等、許可要件に適合するか否かの審査を実施したことによるとされている⁽¹⁹⁾。就学生の数はこのように入国審査を厳格にするか否かで容易に変化する。過去にも平成一一年一二月に、留学生・就学生の申請者の負担軽減の観点から、提出書類の大幅な削減等の手続簡素化が図られたが、その直後から就学生の数が増加している⁽²⁰⁾。そして、平成一五年の審査方針の転換により、再度減少しているのである(図11参照)。

「留学生」には週二八時間、「就学生」には一日四時間の範囲内で資格外活動としてアルバイトが認められる。これが認められた者は、一九九〇年には一〇、九三五名であったが、一九九二年に三万人を超えてからはほぼ同数で推移していた。ところが、一九九九年に四万人を

図12 「研修」資格による外国人登録者数の推移



突破し、二〇〇四年には一〇六、四〇六人にまで上った。これは、「留学生受入れ一〇万人計画」⁽²¹⁾に基づいて積極的な留学生・就学生の受入れを実施してきた副産物である(図11参照)⁽²²⁾。

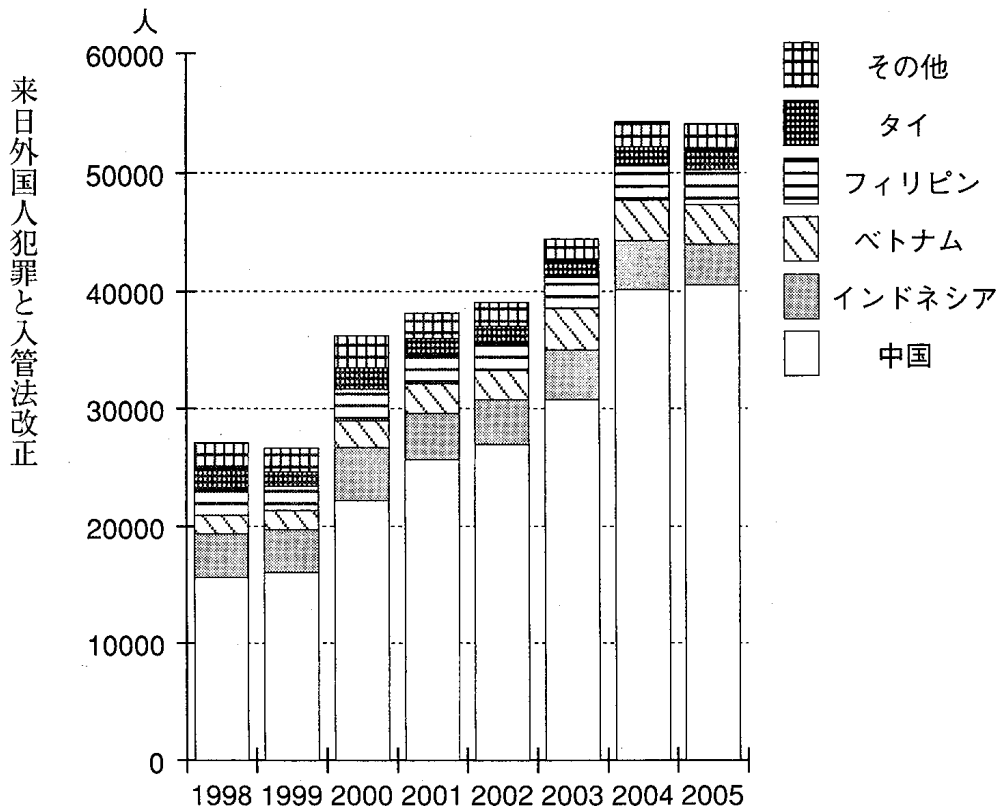
しかし、これらの「資格外活動」は実質的には単純労働への就労を認めるものである。したがって、「専ら就労を目的とする者が就労者を装って入国」しているという指摘⁽²³⁾や、「留学が実質的な就労目的の名目になっている」という指摘⁽²⁴⁾も多い。さらには、留学・就学資格からの不法残留者も決して少なくはない(後述四2図27)。

また、「研修」の在留資格についても、大幅な緩和が認められた。

従来は、従業員二〇名以下の企業においては外国人研修生の受入れが認められていなかった。しかし、平成二年法務省告示二四六、二四七号により、従業員五〇名以下の企業においても三名までの研修生を受け入れることが可能となった。さらに、研修生の経験年数などの要件や、実務研修期間の緩和なども行われた。⁽²⁵⁾

「研修」の在留資格は、「本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動」が認められる資格であり(入管法別表第一―四)、「就労」することは許されない。しかし、「研修」期間(通常一年)の原則として三分の一の期間を非実務研修(工場見学、語学研修など)に充てなければならぬもの、それ以外の期間は「実務研修」として事実上工場などの現場で働くこととなり、実質的には就労と異ならない。それにもかかわらず、これはあくまで「研修」であり賃金が支払われるものではなく、事実上の安価な労働力として機能して

図13 「研修」資格による外国人登録者数（国籍別）



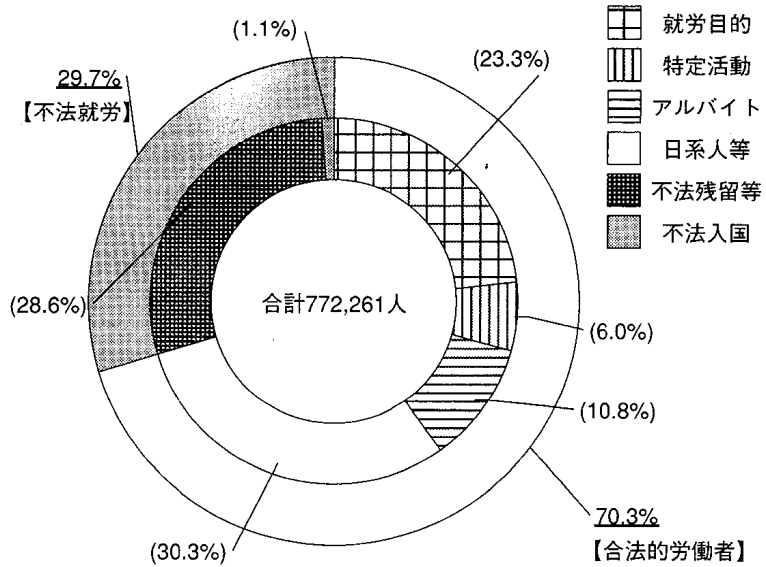
来日外国人犯罪と入管法改正

いる側面は否めない⁽²⁶⁾。また、研修生の失踪が後を絶たないことも、この制度の問題性を示している⁽²⁷⁾。

さらに、一九九三（平成五）年には、研修生が事実上雇用契約を結ぶことのできる「技能実習制度」が導入された。これは、研修により一定水準以上の技術等を修得している外国人について、研修終了後、研修を受けた機関（企業）と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技術等をより実践的に修得することができるとする制度である⁽²⁸⁾。技能実習制度は、原則として二四か月の期間認められるが、その実態は、製造業が全体の約七割を占めており、まさに人手不足の中小企業の人材確保のために用いられているという実態がある⁽³⁰⁾。

近年の外国人労働者数を示したのが図14である⁽³¹⁾。「就労目的」とは、興行、時運分知識・国際業務・技術等の別表第一の一及び第一の二に示された専門的・技術的分野の就労者の合計であり、「特定活動」とは、ワーキングホリデー、技能実習等を指す。また、アルバイトとは、「留学」、「就学」の在留資格の者がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数を指し、「日系人等」は、定住者、日本人の配偶者等、及び永住者の配偶者等の在留資格で日本に在留する外

図14 外国人労働者数（2002年）



国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。⁽³²⁾

図14からは、外国人労働者の増加が、就労目的外国人のみならず、日系人等、さらにびアルバイト学生によりもたらされていることが判る。我が国が採った、留学生一〇万人計画、日系人受入れ政策が外国人労働者の増加に寄与してきたのである。

前述のように、来日外国人犯罪が定住外国人犯罪を上回った転換点が一九九三年であったが、日系人、留学生・就学生に対して幅広く入国を認める政策転換を図ったのが、その直前の一九九〇（平成元）年になされた入管法改正であった。在留外国人数が増加すれば、単純に数が増えることだけを理由にしても、外国人犯罪が増加するのは当然である。来日外国人犯罪は入管政策の転換によってもたらされた側面があることは否めない。

- (1) いわゆる定住外国人は、主として在日韓国・朝鮮人等の特別永住者等を指す。戦後から一九六〇年代にかけては、在日韓国・朝鮮人が外国人登録者数の約九〇％を占めていた。しかし、平成一七年の段階では約四五万人（全登録者数の二二・五％）にまで減少している。なお、後述（二二(1)）の在留資格としての「定住者」はここにいう「定住外国人」とは異なり、主として一九九〇年代以降に入国した日系人を中心とした人々で、図4では「来日外国人」に含まれる。
- (2) 改正案は、平成元年一二月八日成立、同月一五日公布、平成二年六月一日から施行された。
- (3) 一九八八年には一四、三二四人が不法就労を理由に退去強制処分となっており、五年前の約六倍に達していた。山崎

哲夫「改正『出入国管理及び難民認定法』」ジュリスト九五二号（一九九〇年）一一一頁参照。また、労働力市場の潜在的な需要によって不法残留者問題が深刻化した点について、張荊『来日外国人犯罪』（二〇〇三年）四七頁参照。

(4) 山崎・前掲注(3) 一一二頁。

(5) 法務省入国管理局『出入国管理（平成四年版）』（一九九三年）二頁以下。

(6) 法務省・前掲（注5）七〇頁。

(7) 「外国人労働者受入れの基本的考え方」（第九次雇用対策基本計画）平成二一年八月閣議決定）では、「専門的、技術的分野の外国人労働者については、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、受入れをより積極的に推進」としつつ、「いわゆる単純労働者の受入れについては、日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすと予想されることなどから、国民的コンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠」としている。

(8) 平成元年改正では、従来一八種類であった在留資格に、新たに、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「文化活動」、「就学」、「永住者の配偶者等」、「定住者」を加えた（同法別表第一、第一二）。

(9) 入管法別表第二は、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留資格を指定して居住を認める者」を「定住者」としている。そして、平成二年法務省告示台一三二号（定住者告示）は、難民条約に該当する難民等の他、日本人の子（日系二世、日本人の子の子（日系三世）を定住者とするとしている。

(10) 法務省入国管理局統計により作成。ブラジル、ペルーからは、「日本人の配偶者等」の資格で入国する者も多数に上る（『出入国管理（平成四年版）』七〇頁参照）。

(11) 厚生労働省ホームページ、「中国残留邦人等の援護」により作成。

(12) 日系人の受入と、平成元年の入管法改正の関係について、坂中英徳『入管戦記』（二〇〇五年）九八頁以下参照。

(13) 具体的には、人文科学分野の知識を有する業務に従事しようとする外国人のうちで教授や教育資格とは異なるものや、翻訳、通訳、広報、海外取引業務、デザイン、商品開発等の従事者が含まれる。手塚和彰『外国人と法（第三版）』（二〇〇五年）四九頁。

(14) 外国にある日本企業の子会社等から、日本国内の本店等に転勤する場合などを指す。手塚・前掲注(13) 七五頁。

(15) 法務省入国管理局統計により作成。

(16) 「興行」による入国者の中には、ホステス等の単純労働に不法就労している者が多数存在することが指摘され、人身取引の被害者になる者も出るなど、「興行」の在留資格は多くの問題を抱えている。法務省は、平成一七年二月から「興

行」の基準を厳格化し、さらに平成一八年三月には、外国人芸能人と興行契約を締結する者についての基準の厳格化を図った。法務省入国管理局『出入国管理（平成一八年度版）』九七頁参照。その結果、興行による入国者は、平成一七七年に減少に転じた。特に、「興行」資格で入国し、実際にはホステス等に従事している者が多いとして問題視されていたフィリピンからの入国者についてみると、平成一六年と一七七年を比較し、「興行」資格により入国した同国人の登録者数は、五〇、六九一人から二三、六四三人へと半減した（『出入国管理（平成一八年度版）』一九一頁。さらに、後述四二参照）。

(17) 手塚・前掲注(13) 五七頁。「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」（平成一五年一〇月。法務省入管局、東京入管局、東京都、警視庁が共同した策定したもの）は、「留学・就学、研修、興行、日本人の配偶者等の資格で入国する者の中には、在留資格は名目のみで、当初から不法就労を目的としている者が数多く存在して」といっている（<http://www.moj.go.jp/PRESS/031017-1.html>）。

(18) 受入枠を緩和し、特に常勤従業員五〇名未満の企業にも研修生の受入を認めるようになった。ただし、一方で平成元年改正では、新たに「不法就労助長罪」（入管法七三条の二）が新設された。

(19) 法務省入国管理局『出入国管理（平成一七年度版）』三七頁。

(20) 法務省入国管理局『出入国管理（平成一八年度版）』一一九頁参照。

(21) 昭和五八年六月の中曽根康弘内閣総理大臣（当時）の指示に基づき、昭和五八年八月の「二一世紀への留学生政策に関する提言」（文部省・二一世紀への留学生政策懇談会）、及び昭和五九年六月の「二一世紀への留学生政策の展開について」（文部省・留学生問題調査・研究に関する協力者）により発表された。

(22) 山崎隆志「外国人労働者の就労・雇用・社会保障の現状と課題」レファレンス（国会図書館）二〇〇六年一〇月二二頁参照。

(23) 法務省入国管理局『出入国管理（平成一八年度版）』一一九頁。

(24) 手塚・前掲注(13) 五七頁。さらに、前掲注(17) 参照。

(25) 手塚・前掲注(13) 七一〜七二頁参照。

(26) 研修手当として六万円（月）が支払われるが、報酬とはいえない額である。経済産業省『外国人労働者問題』（平成一七年一〇月）参照。

(27) 平成一七年に一、〇六三人、一八年に一、一七八人の失踪事件が発生している（警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況（平成一八年）』参照）。

(28) 手塚・前掲注(13) 七五頁参照。

(29) 厚生労働省『外国人雇用状況報告(平成27年度)』によると、外国人雇用者(直接雇用・間接雇用の合計)の六九・八%(二三九、五七〇人)が製造業に従事しており、次に多い教育・学習支援業の五・一%(一七、六五一)人を大きく引き離している。

(30) 法政大学大原社会問題研究所「特集・日本における外国人労働者の現状」『日本労働年鑑第六四集(一九九四年版)』第二章参照。研修生が単純労働に就労する隠れ蓑になっているとの指摘もある(張・前掲注(3) 四八頁)。技能実習生には、研修生よりも多い月額一二万円が支払われるが、通常の給与とはかけ離れている(経済産業省・前掲注(26) 参照)。

(31) 平成一六年三月に発表された、「不法就労等外国人対策について」(警察庁・法務省・厚生労働省)の資料により作成。

(32) このうち、ワーキングホリデーで就労している者の数、日系人等の労働者数は厚生労働省が推計したものである。また、「不法入国」は、入管法違反事件として退去強制された者の数のみを挙げている。不法入国者で当局に把握されていない数は相当数に上るはずであるし、また、資格外就労についても統計上の数字がないために不明である。

三 不法残留と外国人犯罪

1 外国人犯罪と特別刑法犯 — 入管法違反

二〇〇六(平成一八)年の来日外国人による犯罪は、図15に示した通りである。⁽¹⁾冒頭(図1)で示したように、二〇〇五年に過去最悪の検挙件数である刑法犯三三、〇三七七件、特別刑法犯一四、八二八件、合計四七、八六五件を記録したが、二〇〇六年には減少に転じ、二〇〇七年上半期についても、減少傾向が継続している。

検挙人員では特別刑法犯が刑法犯を上回るが、特別刑法犯の八四・一%(八、六九〇人)を入管法違反が占める。入管法違反事件の内訳は、二〇〇六年の検挙件数で見ると、不法残留(五、八一二件)が全検挙件数(二〇、

図15 来日外国人による犯罪

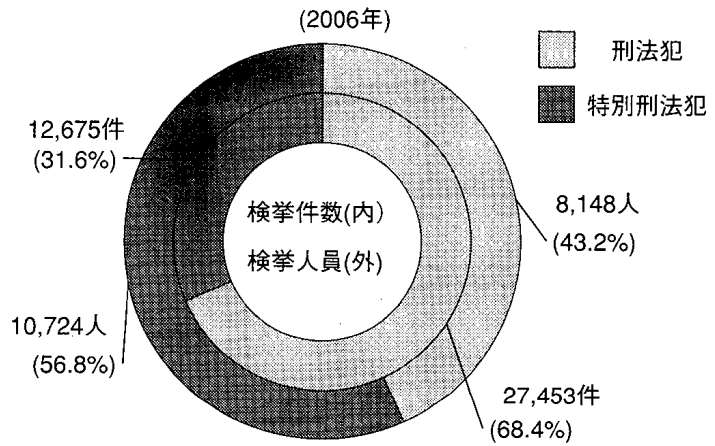
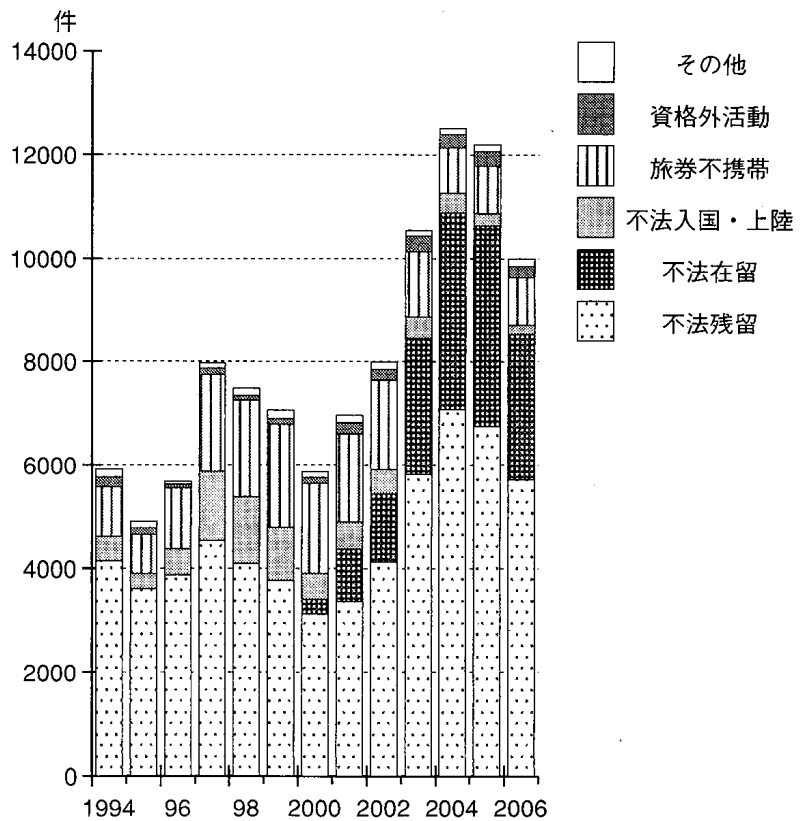


図16 入管法違反事件 (検挙件数)



一〇〇件)の五七・五%を占める(図16参照)⁽²⁾。次いで多いのが、密入国や偽造旅券により入国し、そのまま滞在している不法在留である(図16参照)⁽³⁾。

不法残留や不法在留は、そのこと自体が入管法違反の犯罪であるが、これらの者がその他の刑法上の犯罪を犯す割合が高いことが問題である(後述二三(1))。そして、二〇〇四(平成一六)年を境に不法残留が、二〇〇五(平成一七)年を境に不法在留がそれぞれ減少に転じたことが重要である(図17)。この減少は、平成一六年の入管法

図17 不法残留・不法残留者数
(入管法違反・検挙人数)

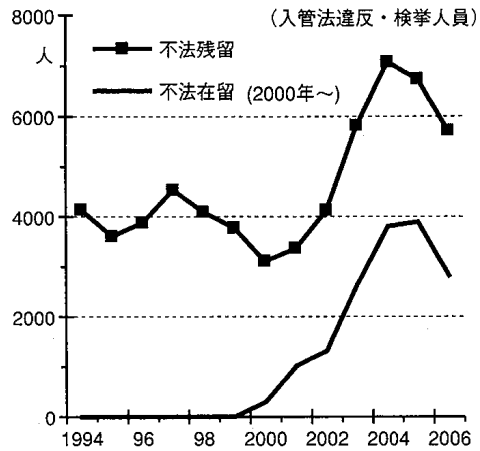
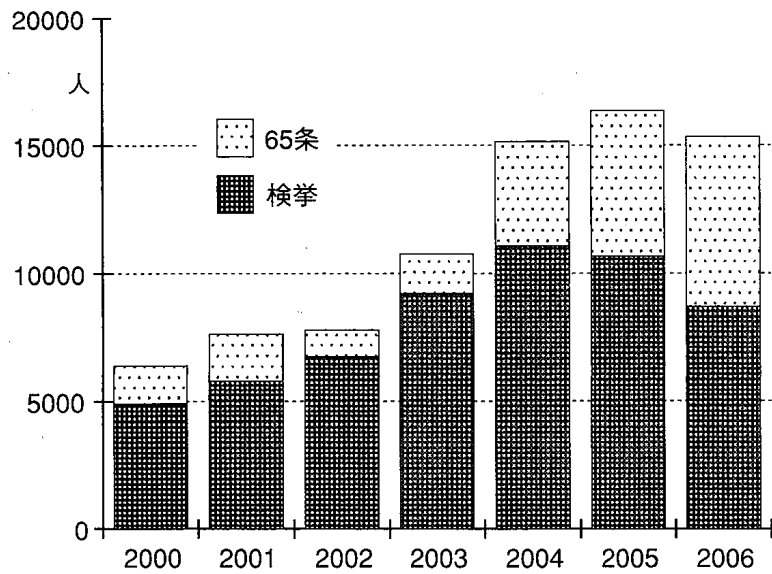


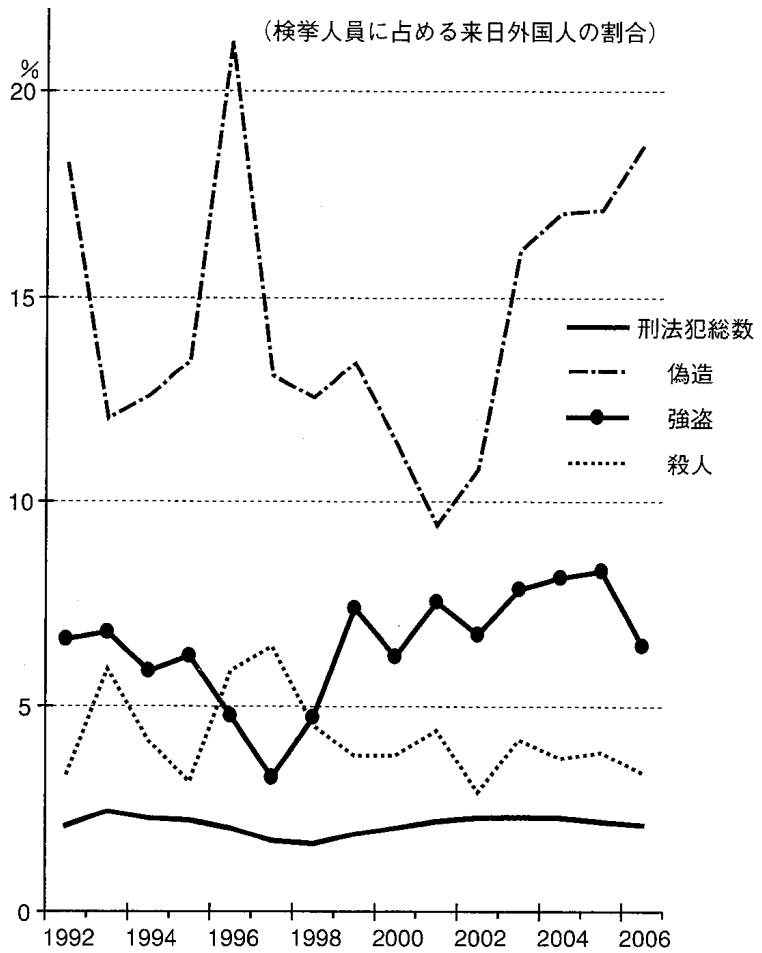
図18 入管法65条適用と検挙人員



たがって、検挙件数の減少が発生事犯の減少と直結しない点に留意すべきである。しかし、入管法六五条による引き渡しの人員及び検挙人員を合計した総数自体も、近年は減少傾向にある(図18)⁽⁵⁾。また、総数は減少傾向にあるものの、入管法六五条の適用が年々増加している。ここにも、我が国での刑事司法において処理する負担を減じ、できる限り速やかに退去強制を図ろうとする、平成一六年の入管法改正の影響が現れている(後述四⁽²⁾)。

改正が影響していると考えられ(後述四)、そして不法残留・不法在留者の減少が、来日外国人犯罪の減少と強く結びついている(後述四⁽²⁾)。なお、入管法違反事件に関しては、入管法六五条に基づき、警察官が逮捕した後、送検することなく入国警備官に引き渡す制度を設けている⁽⁴⁾。

図19-1 刑法犯・罪種別割合（その1）
（検挙人員に占める来日外国人の割合）



2 刑法犯における来日外国人犯罪の特色

(1) 刑法犯・犯罪類型による特色

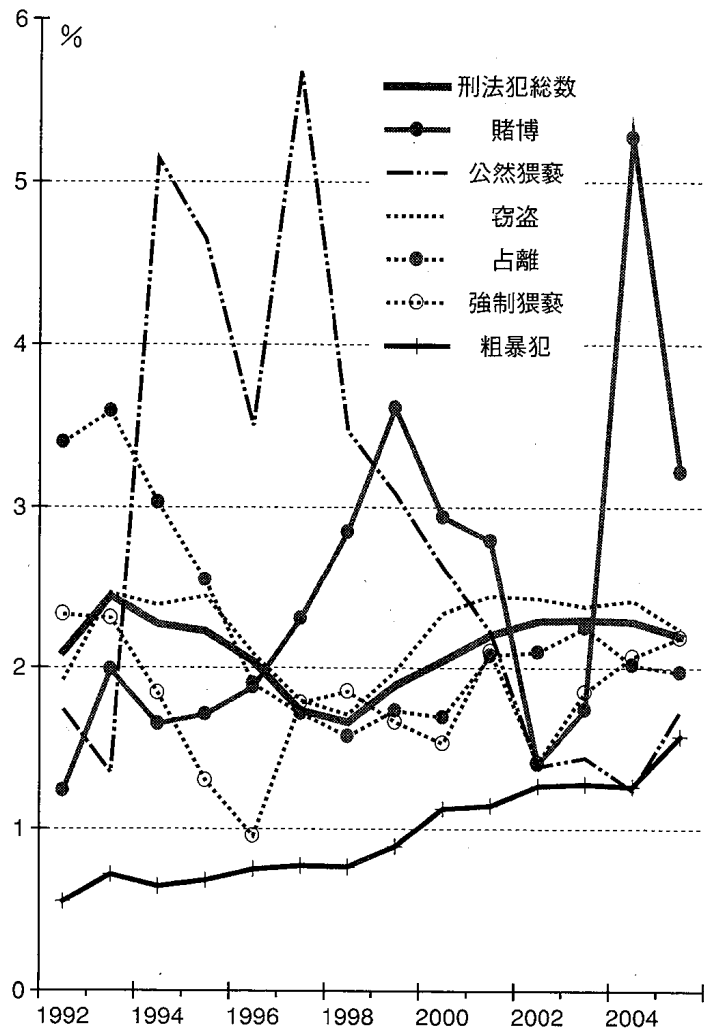
刑法犯については、来日外国人が犯す割合の高い犯罪は特定されている。全刑法犯の検挙人員と来日外国人の検挙人員を比較すると、その約2%前後が来日外国人であるが（図19-1参照）、この数字は一九九〇年代から大きな変化はない。これに対し、特に来日外国人の検挙人員が多いのが偽造罪であり、二〇〇六年の検挙人員でも一八・六%に上っている⁽⁶⁾。

さらに、凶悪犯といわれる殺人罪、強盗

罪の割合も、それぞれ二〇〇六年の数字で強盗罪が六・五%、殺人罪が三・四%であり、高い割合を示す（図19-1参照）。

凶悪犯以外で検挙人員の割合が高いのは、賭博罪である。賭博罪は年により検挙人員の変動が激しいが、二〇〇五（平成一七）年で三・二%を占める。それに対し、粗暴犯（暴行罪、傷害罪）の割合は、増加傾向にあるものの、刑法犯全体の平均を下回っている（図19-2参照）。

図19-2 刑法犯・罪種別割合（その2）
（検挙人員に占める来日外国人の割合）



(2) 刑法犯・国籍別の特色

二〇〇六年の来日外国人刑法犯は、検挙件数が総計で四〇、一二八件、検挙人員が総計で一八、八七二人である。これを国籍・地域別の割合で示したのが図20である。⁽⁷⁾

もつとも、在留する人数が多い国ほど、当然検挙人員も多いはずであるから、外国人登録者数に対する割合で比較する必要がある⁽⁸⁾（図21）。

日本人の総人口に対する日本人の検挙人員は約〇・二九%（二〇〇五年）

であるのに対し、検挙人員数上位国の中で最も高いのがコロンビアの二・七%、次いでベトナムの二・二%である。それに対し、検挙人員数では全体の四二・四%と非常に高い中国は、外国人登録者数の〇・六二%にとどまる。

図21はあくまで「外国人登録者数」に対する割合であるから、当然、不法残留・不法滞在者数は含まれない。コロンビア、ベトナム、トルコが突出して高い数字となっているが、そもそもコロンビア国籍の外国人登録者数は二、九九一名（ただし二〇〇四年）、トルコ国籍については二、二六四名（二〇〇六年）に過ぎず、ベトナム国籍

図20 国籍・地域別検挙の割合
(2006年、検挙件数(内)、検挙人員(外))

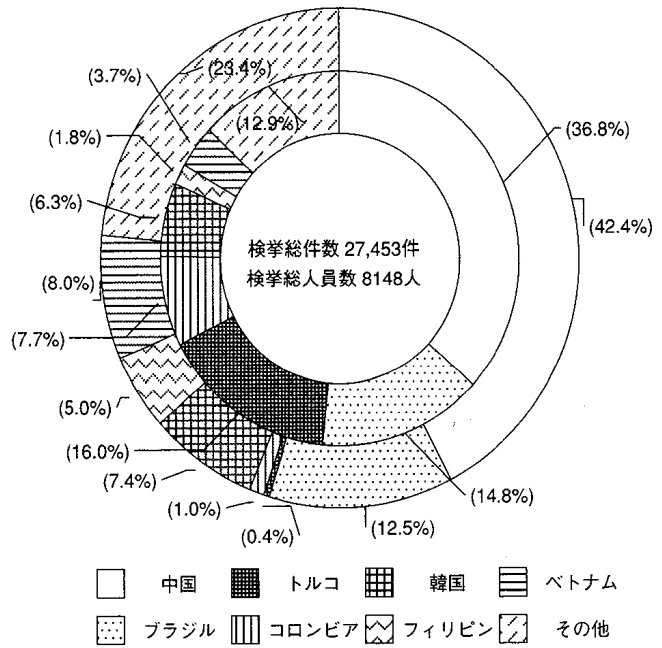
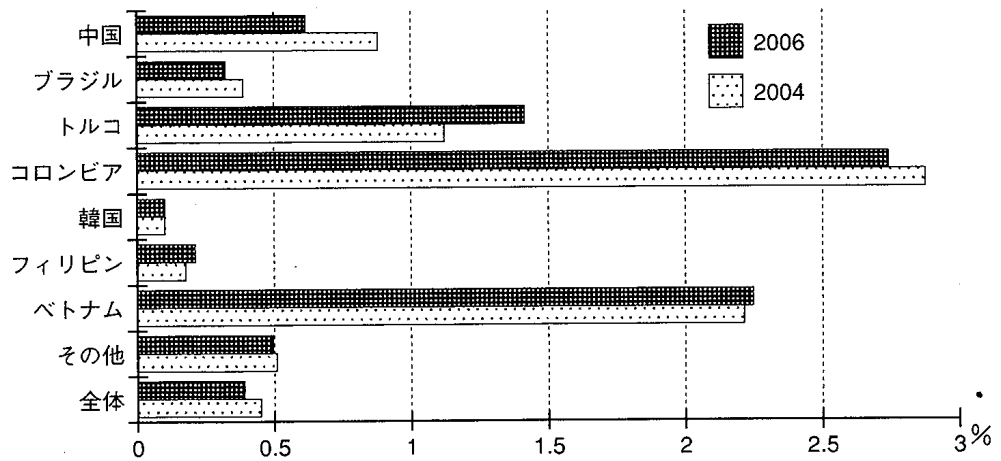
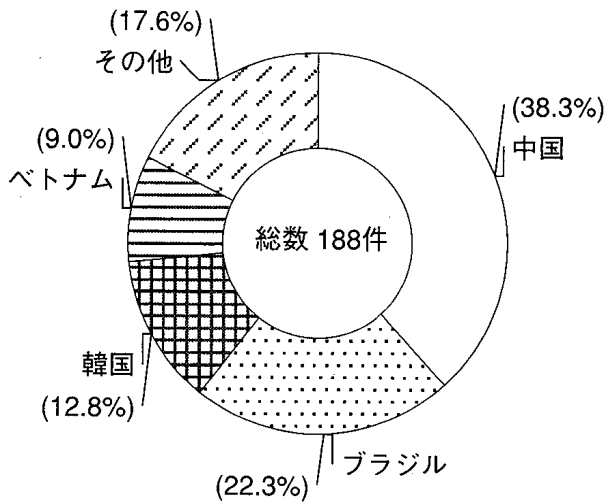


図21 国籍・地域別検挙人員の比率
(検挙人員/外国人登録者数)



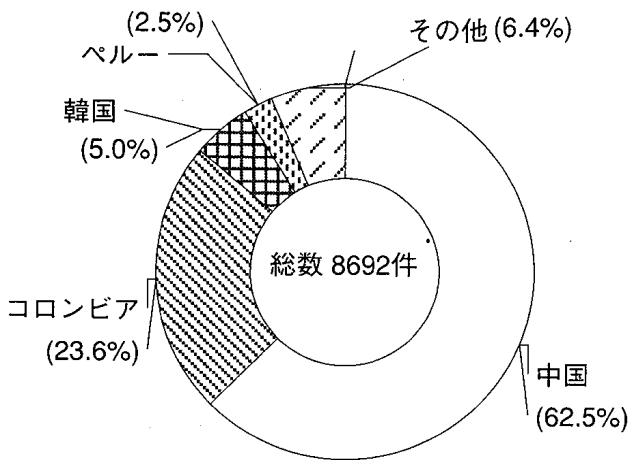
も二八、九三二名(ただし二〇〇五年)にとどまる。統計的にも他の諸国(例えば中国は登録者数が五六万人、韓国・朝鮮は六〇万に上る)と単純に比較することは難しい。ただ、逆に、この数字から、検挙の割合が高い諸国は、不法滞在・残留の者が非常に多く存在するのではないかと推測することも不可能ではないであろう。さらに、国により、検挙される犯罪類型に特色がある。強盗罪は中国・ブラジル、侵入盗は、中国・コロンビ

図22-1 強盗・検挙状況（国籍・地域別）
（2006年）



来日外国人犯罪と入管法改正

図22-2 侵入盗・検挙状況（国籍・地域別）
（2006年）



ア、また、自動車等はブラジル・パラグアイ、支払用カード偽造は中国に多い（図22-1〜4）。中国は在留者数も多く、検挙率も来日外国人全体の平均よりは高いことから、各犯罪類型で多くの検挙件数を占めるのは当然といえる。しかし、ブラジルのように、検挙率が全体の平均程度であるにもかかわらず、特に強盗や自動車盗が多い国については注意を要する。

ブラジル国籍者に特に自動車盗が目立つのは、ブラジルからの入国者が自動車の部品工場や修理工場に就職する機会が多かったからだとされる。⁽⁹⁾ ブラジル国籍の者は、愛知、静岡等の自動車産業が盛んな地域に居住する割合が非常に高く、自動車産業に関わって定住している者が多い。⁽¹⁰⁾ これも、入管法の改正により定住者としての入国が開

放され（前述二二）、いわゆる単純労働に就くことが可能であるため、工場労働等の単純労働に携わるブラジル国籍者が多いことと深く関係している。

また、刑法犯ではないが、薬物事犯についても国籍・地域

3 在留資格による特色

による特色がある。薬物事犯、特に覚せい剤事犯については、イラン国籍の検挙者が多い時期があり、一九九七（平成九）年には、来日外国人の薬物事犯検挙人員総数（八七三人）の実に三七・六％（三二八人）がイラン国籍の者であった。しかし、二〇〇六（平成一八）年では、検挙人員の二〇パーセントをブラジル国籍の者が占めるに至っている。

図22-3 自動車盗・検挙状況（国籍・地域別）
（2006年）

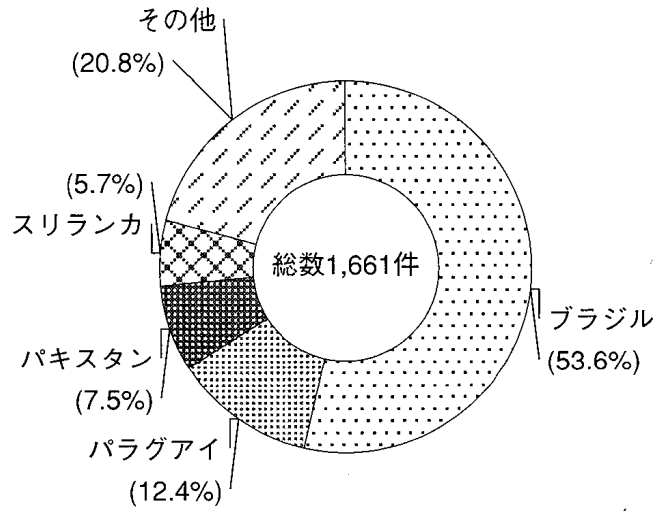


図22-4 支払用カード偽造・検
挙状況（国籍・地域別）
（2006年）

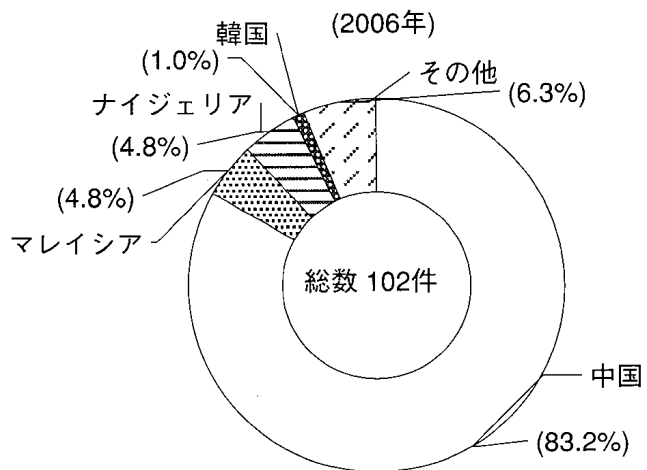
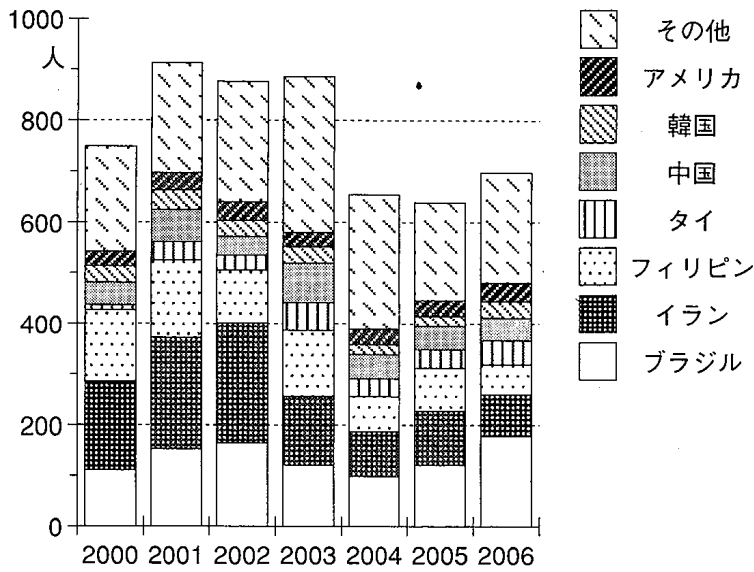


図23 薬物事犯・検挙状況（国籍・地域別）



(1) 在留資格の有無と罪種別検挙人員
 特別刑法犯については、その多くが不法残留等の入管法違反事犯であり、当然に在留資格がない場合に該当する。そこでまず、特別刑法犯を除いた刑法犯の検挙状況について、在留資格の有無及び種類による相違を検討する必要がある。

図24は、在留資格の有無と刑法犯の検挙人員の関係を示したものである。⁽¹¹⁾ 刑法犯全体では、正規滞在の者の検挙割合が八六・八%、不法滞在者の割合は一三・二%にとどまる。それに対し、特に殺人罪、強盗罪といった凶悪犯罪の検挙人員で不法滞在者の占める割合が高く、殺人で二六・二%、強盗で三八%以上、特に侵入強盗では不正滞在者の割合が五八・二%と過半数を占める。また、知能犯には偽造罪等が含まれるが、これも不法滞在者が占める割合が高い(四一・六%)。

このことから、特に来日外国人犯罪の凶悪犯を抑止するためには、いかに不法滞在者を少なくすることが有効な方法の一つであることが判る。⁽¹²⁾ また、特に来日外国人の検挙件数の多い偽造罪(図19-1)の発生を抑えるためにも、不法滞在者の減少が必須であることが判る。

(2) 在留資格の種類による特色

もつとも、凶悪犯についても、数の上では正規滞在の方が検挙

の来日外国人犯罪者へのアンケート調査によれば、正規旅券で入国した者が八〇%、偽造旅券が一六%となっており、「大半が正々堂々と正規旅券で入国している。」⁽¹⁴⁾のである。

とりわけ、短期滞在の他、留学、就学、研修の在留資格を有する者についても相当数の検挙人員があることは無視できない。もちろん、当初は留学・就学・研修の意欲を持って入国する場合が大多数であろうが、入国後に何ら

図24 在留資格の有無と検挙人員比 (1996年)

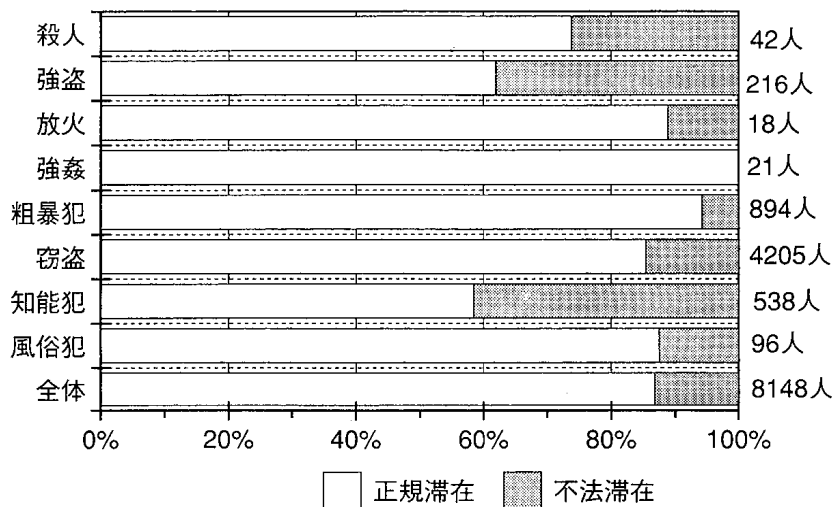
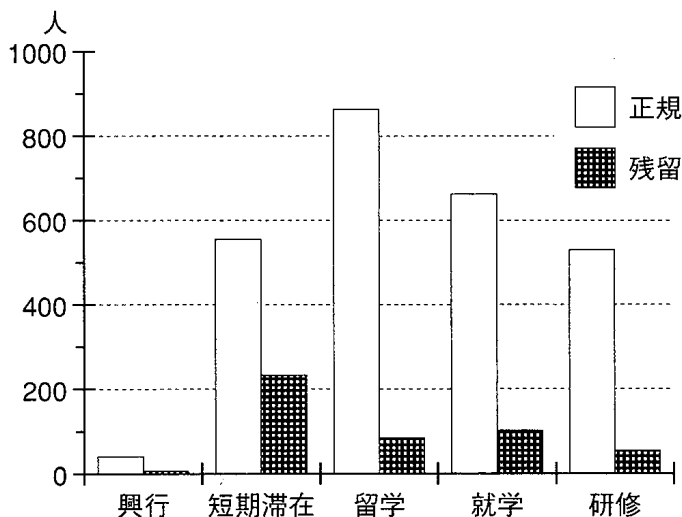


図25 在留資格別・刑法犯検挙人員 (2006年)



人員は多い⁽¹³⁾。また、不法滞在者の中では不法残留者が犯す割合が高い。すなわち、何らかの正規の在留資格を取得して入国し、その後在留資格を有したまま犯罪を犯す者、あるいは在留期間経過後に犯罪を犯す者が数としては多いことになる。必ずしも、不法入国・上陸した者の方が、より多く犯罪を犯す訳ではないのである。我が国で服役中

かの事情で犯罪を犯すに至る場合もあろうし、⁽¹⁵⁾もともと就労目的等、本来の在留資格とは異なる目的での入国者も少なくないとされている。⁽¹⁶⁾留学生、研修生の受入れ拡大を政策とする以上、そのための受入れ体制を整備することが重要であることはもちろんであるが、厳格な入国審査も求められる。さらに、前述のように、研修生・技能実習生は、失踪事件が相当数発生していることも制度をより慎重に運用することの必要性を示している。⁽¹⁷⁾

(1) 警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一九年上半期)』による。

(2) 警察庁・前掲注(1)による。

(3) 「不法在留」とは、密入国や偽造旅券による入国、あるいは真正旅券であっても入国審査を受けずに不法に入国・上陸し、引き続き在留する者を指す。これに対し、「不法残留」はいわゆるオーバーステイで、与えられた在留期間を経過した後も、更新を行わずに不法に残留している者を指す。

(4) 入管法六五条は、刑事訴訟法二〇三条一項の例外規定を定め、「司法警察員は、第七〇条の罪に係る被疑者を逮捕し若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、収容令書が発布され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のない時に限り」、警察官に送致せずに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定する。入管法七〇条の罪とは、不法入国や不法残留等を指す。

(5) 警察庁・前掲注(1)による。

(6) 一九九〇年代の状況について、前田雅英「外国人犯罪の変化と入管業務」民事研修四五四号(一九九五年)一九〇二〇頁参照。

(7) 警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一九年上半期)』による。なお、中国に、台湾・香港は含まない。一九九〇年代の状況について、前田雅英「外国人犯罪雑感―来日外国人を中心に」研修五四五号(一九九三年)一〇〇―一二頁。

(8) 外国人登録している者に限ることになるので、当然、外国人登録の必要のない短期滞在者等は含まれず、また不法残留・在留している者も含まれないため、「来日外国人」の数とは異なる。あくまでも一応の目安である。なお、コンビニアの登録者数は二〇〇四年のもの、ベトナムの登録者数は二〇〇五年のものである。

(9) 岩男寿美子『外国人犯罪者』(二〇〇七年)七七頁。

- (10) 平成一五年末時点で、ブラジル国籍の外国人登録者数は総数が二七四、七〇〇人であるが、居住地域として特に多いのは、愛知県(二二%)、静岡県(一五%)、長野県(七%)、三重県、岐阜県、群馬県(各六%)である(経済産業省「外国人労働者問題」(平成一七年一〇月)参照)。
- (11) 警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一八年)』により作成。粗暴犯は暴行・傷害罪を指し、知能犯は偽造罪・詐欺罪等、風俗犯は公然わいせつ、わいせつ物頒布罪等を指す。
- (12) 黒川浩一「来日外国人犯罪対策」小野正博編著『警察政策論』(二〇〇七年)三二八頁、さらに、拙稿「外国人犯罪と刑法理論」刑政一〇七巻六号(一九九六年)四七頁参照。
- (13) 二〇〇六年に凶悪犯(殺人・強盗・放火・強姦)により検挙された者は、正規滞在者二〇二名、不法滞在者九五名であるが、その中で、最も多いのが正規滞在者である「定住者」の在留資格を有する者で、凶悪犯検挙人員総数二九七人の内、七七人(二五・九%)を占める。
- (14) 岩男寿美子『来日外国人犯罪者』(二〇〇七年)二〇二頁。
- (15) 金銭的に追いつめられて犯罪を犯す例について、森田靖郎『中国人犯罪グループ』(二〇〇四年)一六頁以下参照。
- (16) 前掲二二(2)参照。
- (17) 前掲二注(27)参照。二〇〇六年には一、一七八人が失踪しており、その七一・四%が中国からの研修生である。警察庁『平成一八年中における来日外国人犯罪の検挙状況について』参照。

四 平成一六年入管法改正とその影響

1 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」と入管法改正

犯罪対策閣僚会議は、平成一五年一二月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を発表した。その第3に、「国境越える脅威への対応」が挙げられ、その中に「2 不法入国・不法滞在対策等の推進」、「3 来日外国人犯罪捜査の強化」が盛り込まれた。「不法入国・不法滞在対策等の推進」には、⑰「不法滞在外国人を減少させるた

めの法整備」が掲げられている。⁽¹⁾

これに先立ち、法務省入国管理局、東京入国管理局、東京都、警視庁が共同で不法滞在者対策に関する連絡会議を開催している。この会議は、不法滞在者二五万人の約半数が集中していると見られる東京において、今後五年間でこの数を半減することを目指した共同宣言を発表した。⁽²⁾ 共同宣言では、①不法滞在者の摘発の強化と効率的な退去強制、②入国・在留資格審査の厳格化、③不法滞在を助長する環境の改善と悪質事案の徹底的取締りが掲げられている。⁽³⁾

共同宣言は、「留学・就学、研修、興行、日本人の配偶者等の資格で入国する者の中には、在留資格は名目のみで、当初から不法修了を目的としている者が数多く存在して」いることを指摘し、「不法滞在者は、その多くが不法就労活動に従事しているほか、安易に金を得るため犯罪に手を染める者も少なくなく、さらには、暴力団等と結託し、あるいは犯罪グループを形成するなどして、凶悪犯罪に関与する者も増加している」とした上で、「一部不法滞在者の存在が、多発する外国人組織犯罪の温床となっている」として、徹底した不法滞在者問題の解決を目指すとしている。

これらの行動計画、共同宣言を受けてなされたのが、平成一六年の入管法改正である。⁽⁴⁾

2 不法滞在者対策としての法改正

平成一六年入管法改正は、不法滞在者、特に不法残留者が、凶悪犯の検挙人員に占める割合が高いことから、特に不法滞在者問題に対処することを眼目としている。

この改正には、①不法入国の罪等の罰金の引上げ、②悪質な不法滞在者に対する上陸拒否期間を一〇年間に伸

長、③出国命令制度の創設と、出国命令を受けた者の上陸拒否期間を一年間に短縮、④在留資格取消制度の創設などが盛り込まれた⁽⁵⁾。

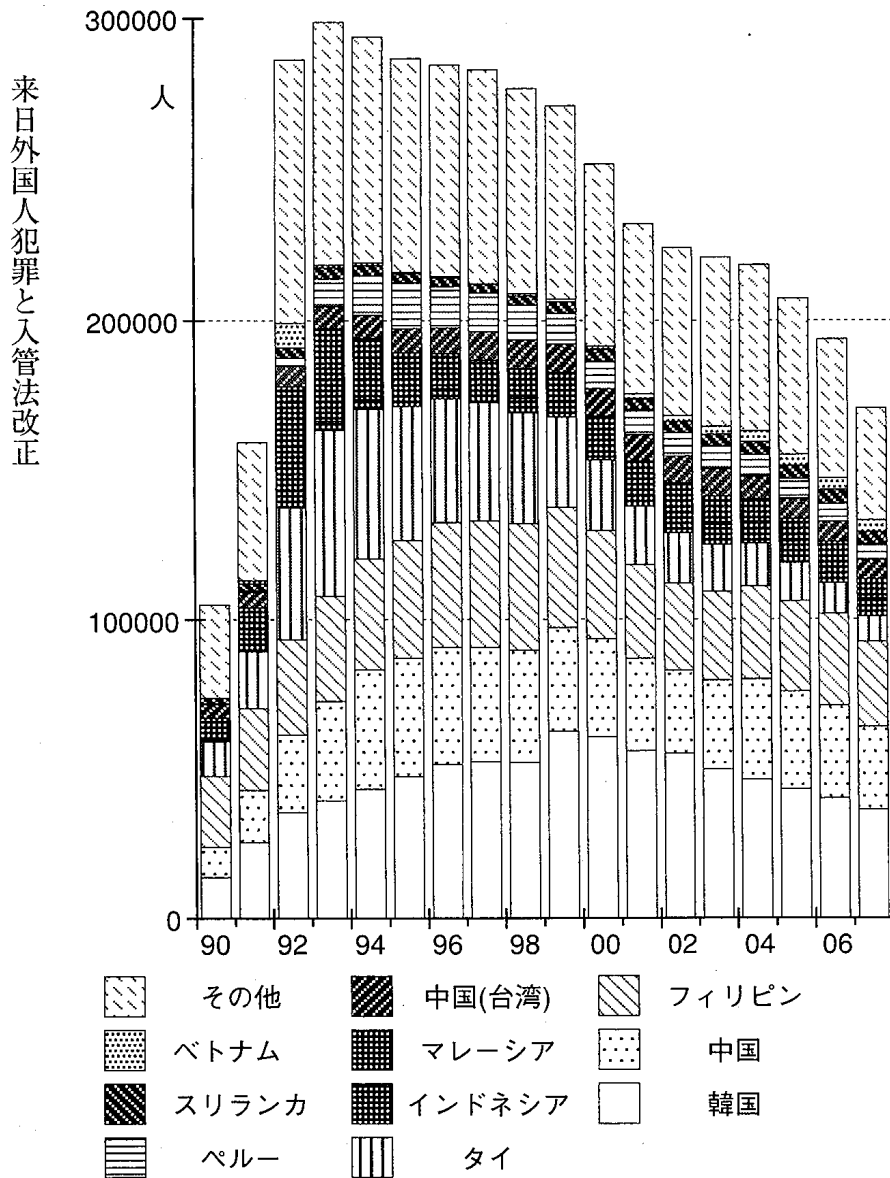
まず、①罰金刑の引上げは、不法入国の罪（入管法二四条一号）、不法上陸の罪（同条二号）、不法残留の罪（同条四号ロ、六号、七号等）、資格外活動の罪（同条四号イ）の罰金を三〇万円から三〇〇万円へと大幅に引き上げた（同法七〇条）。また、不法就労助長罪（入管法七〇条の二）の罰金を二〇〇万円から三〇〇万円へと引き上げ、さらに無許可資格外活動の罪についても、二〇万円から一挙に二〇〇万円へと引き上げた。

②不法滞在者に対する上陸拒否期間の改正は、従来、過去に退去強制歴のある者については、上陸拒否期間が五年とされていたところ、特に悪質な場合（二回以上退去強制された者）について、この期間を一〇年に延ばす改正である（入管法五条一項九号）。

③出国命令制度とは、一定の要件の下に、不法残留者等の退去強制事由に該当する者について、退去強制ではなく、出国による放免を認める制度で、不法残留者の減少を図るために導入された⁽⁶⁾。従来は、退去強制事由に当た者のすべてについて、退去強制手続がとられていた。しかし、在留資格を有していた者で在留期間を経過して残留する者等については、自ら入国管理官署に出頭するなどの要件を充たした場合、退去強制手続ではなく出国命令により出国することができるとなった。退去強制による場合には、その後少なくとも五年間は我が国に入国することが許されないが、出国命令による場合には、上陸拒否期間は一年に短縮される。②と③は、悪質な不法残留者には重い処分を課し、自ら出頭した不法残留者には軽い処分を課すという趣旨である。

④の在留資格取消し制度とは、虚偽の申立てや偽変造した文書を提出して上陸し、または在留許可を得たり、付与された在留資格に属する活動を行わず、他の在留目的で在留を続けようとする者に対して、法務大臣が法務省令

図26 不法残留者数／国籍・地域別

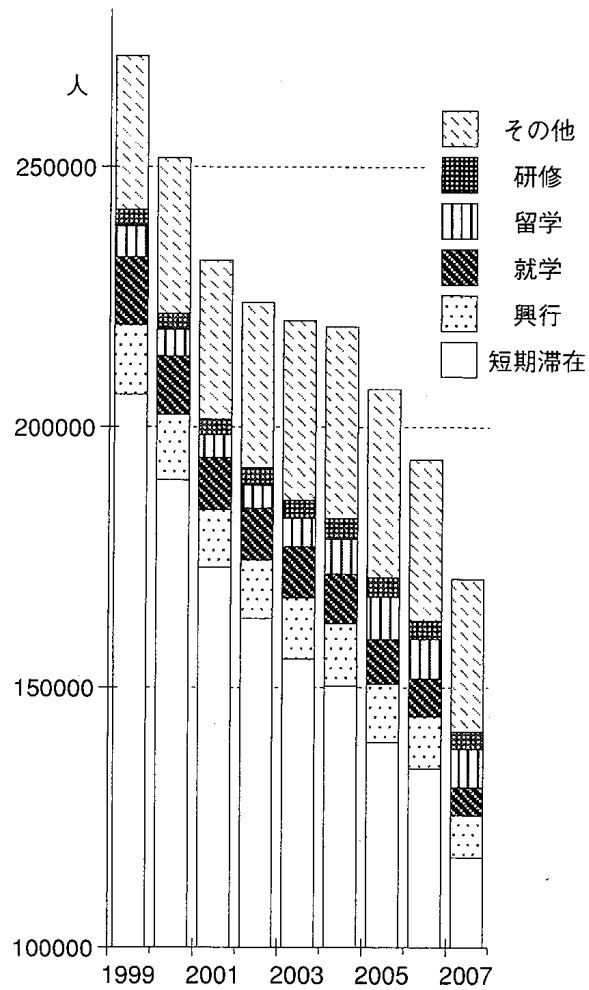


に定める手続により、在留資格を取り消すことができる制度である（入管法二二条の四）⁽⁷⁾。

この改正の効果は、改正直後から、不法残留者の減少、退去強制者の増加という形で現れた。不法残留者は一九九三（平成五）年の二九八、六四六人が最も多く、その後減少を続けていたが、二〇〇四（平成一五）年から二〇〇五（平成一六）年、さらに二〇〇七（平成一七）にかけては、それぞれ一二、一一九人減、一三、五五四人減と、二年続けて一万人以上の減少が見られ、減少幅が一段と大きくなっている（図26）。

また、在留資格別の不法残留者数を見ると、二〇〇六年の総数一九三、七四五人のうち短期滞在からの不法残留者が一三四、三七四人であり、全体の約七割を占める（図27参照）。ただ、二〇〇五年から二〇〇六年にかけての減少率を見ると、「興行」が一・二%、「就学」が一四・一%と、着実に減少している。これに対し、「留学」は六・七%、「研修」は七%と、

図27 不法残留者数・在留資格別



3 不法滞在者の減少と刑法犯の減少

前述(三三(一))のように、来日外国人刑法犯の検挙件数において、特に不法滞在者の割合が高い犯罪類型が、殺人罪(二六・二%)、強盗罪(三八%)、特に侵入強盗罪では五八・二%)である。さらに偽造罪を含む知能犯も、不法滞在者の検挙が四一・六%に上る。

ところが、平成一六(二〇〇四)年以降、特に強盗罪(侵入強盗罪を含む)が急激に減少している(図29参照)。そして、来日外国人の刑法犯検挙件数全体の約八五%を占める窃盗罪についても、平成一七(二〇〇五)年から減少に転じた⁽¹⁰⁾。さらに、特に不法滞在者が占める割合の高い偽造罪についても、平成一六年以降急激に減少して

減少幅が小さい(図28参照)。「興行」は、本来、演劇、演芸、演奏等の芸能活動を活動内容とする資格であるが、しばしば、ホステスなどの資格外活動が問題となってきた⁽⁸⁾。また、就学生も就労目的が相当数含まれていると見られている⁽⁹⁾。より問題のある「興行」、「就学」といった在留資格が、より大きな減少幅を示している事実は、法改正が効果的に働いていることの現れであると理解できる。

平成一六年入管法改正により、不法滞在者は着実に減少しつつある。来日外国人刑法犯の中でも、特に不法滞在者の検挙件数の多いこれらの犯罪が減少しているということは、不法滞在者の減少が犯罪の減少として現れていると評価できる。

いる(11)

図28 不法残留者数の推移
在留資格(興行・就学・留学・研修)

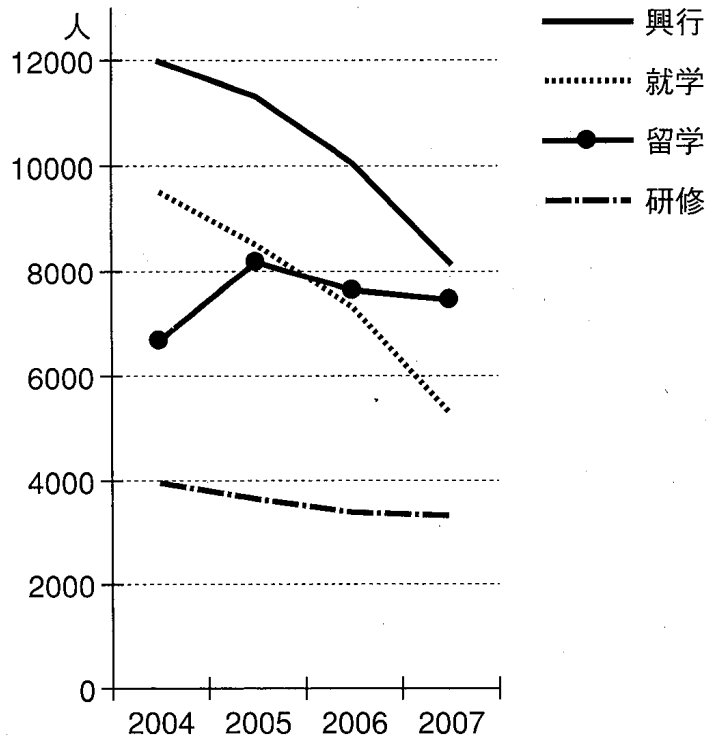
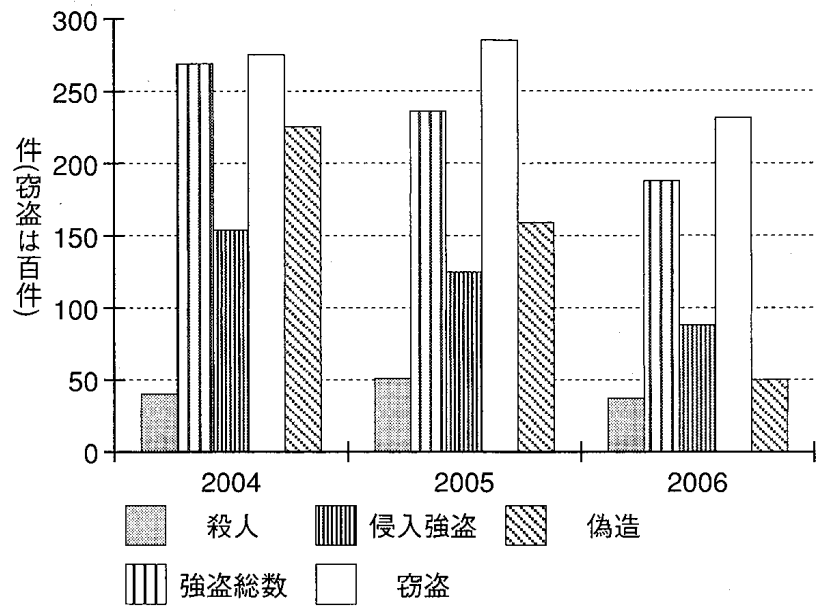


図29 凶悪犯・窃盗・偽造の検挙件数推移

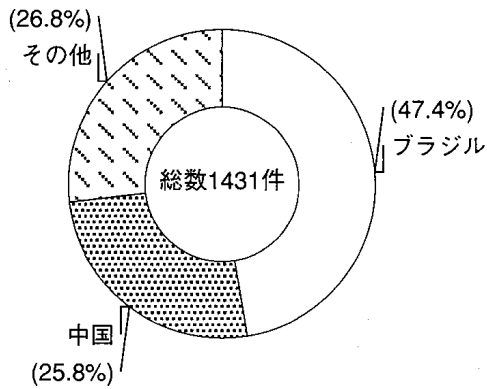


- (1) 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成一五年一二月) 二二頁。
- (2) 「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」(平成一五年一〇月一七日、<http://www.moj.go.jp/PRESS/031017-1.html>)。
- (3) 法務省入国管理局『出入国管理平成一七年版』一三頁以下参照。
- (4) 平成一六年六月二日成立、同年一二月二日に施行された(ただし、施行日は出入国管理に関する改正部分)。
- (5) この他、難民について、①仮滞在許可制度の創設、②難民として認定された者の法的地位の安定化、③不服申立制度の見直しなどが盛り込まれた。
- (6) 手塚和彰『外国人と法(第三版)』(二〇〇七年) 九一頁参照。
- (7) 手塚・前掲注(6) 八七頁参照。
- (8) 前述二注(16) 参照。
- (9) 経済産業省「外国人労働者問題」(平成一七年一〇月) 参照。
- (10) 特に車上狙い及び自動販売機狙いが減少しているとされる(警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一八年)』参照)。
- (11) ただし、平成一九年上半期の統計では、前年同期と比べ若干ではあるが増加傾向にある(警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一九年上半期)』参照)。

五 まとめにかえて

平成に入ってから¹⁾の来日外国人犯罪の急増は、日系人の入国の大幅な緩和、並びに日本とアジア・南米諸国との経済格差により大量の就労希望外国人が流入したことにより、外国人人口が急激に増加したことが大きな要因である(前掲二二(1))。それに伴い、不法滞在者が増加し、入管法違反事件が多数発生したのみならず、刑法犯も増加した(前掲三二)¹⁾。

図30 来日外国人少年 刑法犯検挙件数



来日外国人犯罪と入管法改正

それに対し、近年の外国人犯罪の減少は、特別刑法違反としての入管法違反事件が減少していること（前掲三1）に加え、凶悪犯や窃盗罪さらに偽造罪といった、不法滞在者により犯される割合の高い犯罪が減少していることによる（前掲四3）。平成一五年に策定された「不法滞在者半減」の目標（「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」、前述四1）は、着実に実施されつつあり、これが効を奏している。そしてこれを可能にしたのは、平成一六年の入管法改正をはじめ、入管の人員増強⁽²⁾、出張所の増設⁽³⁾などにより、より厳格な入管政策を実施したことによる。来日外国人犯罪は、入管政策の変化により大きく変動するのである。

ただ、刑法犯検挙者の中で、強盗の六割、殺人の七割、そして全体でも八割以上の者が、いわゆる正規滞在者により占められている事実も重要である。「定住者」、「永住者の親族等」といった身分により在住する来日外国人の犯罪が少なくないのである。

定住者の犯罪としてしばしば挙げられるのが、中国、ブラジルのように家族ぐるみで入国した者の少年犯罪である（図30）。就学年齢に達しても不就学となつている少年の割合は極めて高く、全体で約二六%の者が不就学者であるとされている。⁽⁴⁾ 外国人国籍の子女には、義務教育への就学義務は課されていないが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）に基づき、公立の義務教育は無償で受けることができる。⁽⁵⁾ それにもかかわらず、来日外国人の少年の多くが、不就学の状況に置かれておるとすれば、日本語能力も身につかず、職にも就けなのままとなろう。⁽⁶⁾ 少年事件が多発するのは当然の成り行きといわざるを得ない。

経済界は、労働力不足を補うために、外国人受入れの促進を提言し、特に中小企業においては単純労働者受入れの要望を行っている⁽⁷⁾。しかし、日本人が就職を希望しない職種について外国人で補完するという産業界の考え方は、日本語によるコミュニケーションが困難な多くの定住外国人を生じさせ、まさに日本に溶け込めない多くの来日外国人を生じさせてしまった。

政府の掲げる入管政策は、「高度な能力を持った人材の受入れと、単純労働者の制限」であり、これは現在でも堅持されている（前述二二（一））。これをそのまま踏襲するのであれば、この目標に沿った入管政策をより徹底することが必要である。平成一八年の入管法改正により導入されることとなった入国審査時の指紋採取及び写真撮影の実施などの新たな入国管理システム⁽⁸⁾は、テロ対策を主たる目的とするものではあるが、厳格な出入国管理が入管政策の重要な柱であることは疑いない。

他方、日系人の受入れについては一九九〇年の入管法改正により大きく門戸を開き、現に多数の日系外国人が我が国に在住する以上、これらの者に対する十分な対応は急務である。来日外国人の定住化の傾向が強まっている現状を前提に、これらの者を受け入れる体制整備が必要である⁽⁹⁾。日本語教育や、職業訓練の充実、家族のための施策、子弟の教育も重点的に行う必要がある。特にブラジル、中国の来日少年犯罪が極めて高い確率で発生していることも、このような施策の遅れの現れである。これらの施策には莫大なコストがかかる。内閣府が平成一九年九月に取りまとめた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策関係予算⁽¹⁰⁾によれば、平成二〇年度の概算要求額として総額二九・六億円が挙げられている（この内、外国人の子どもの教育として二三・六億円⁽¹⁰⁾）。これは前年比三・七倍に上るが、なお充分ではないといわざるを得ない。

平成元年入管法改正で日系人を含む来日外国人への門戸を大きく開放する方向へと舵を切った以上、子弟の教育

を含めた体制整備は、国及びこれらの労働者を雇用している産業界の重大な責務であったはずである。

- (1) 本稿では、「来日外国人による」犯罪の状況を取り上げたが、もちろん、外国人在住者が増加するに伴い、「来日外国人に対する」犯罪も増加するのは当然である（岡田薫「外国人と犯罪」国会図書館レファレンス平成一九年七月号一〇頁以下参照）。また、本稿では紙幅の関係で言及できなかったが、来日外国人の中には、組織的なブローカーに多額の借金を負って来日するなど、結果的に犯罪組織の被害者となる者もあることに留意する必要がある（岩男寿美子『来日外国人犯罪者』（二〇〇七年）五〇頁以下参照）。
- (2) 平成一八年度の入管警備官、入管審査官の合計職員数は、三、一二〇人であり、五年前の平成一三年度の二、五六五人と比べ二二％増加している（法務省入国管理局『出入国管理（平成一八年版）』一五一頁）。
- (3) 平成一五年には、歌舞伎町に東京入管の新宿出張所が設置され、入管法違反容疑者に対する違反調査、摘発の強化を図るなど、組織の見直しも行われている。
- (4) 厚生労働省職業安定局「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書」（平成一七年）一九頁参照。小中学校の就学年齢の外国人登録者数の半数以上が未就学となっている地域も珍しくない。平成一八年現在、静岡県磐田市では五九％、岐阜県大垣市では五六％、群馬県大泉市では五四％、岐阜県可児市、愛知県西尾市では五三％、愛知県岡崎市、岐阜県美濃加茂市では五一％が不就学となっている（『外国集住都市会議東京二〇〇六報告書』資料編参照）。
- (5) 木戸純「ドイツの外国人問題」国会図書館レファレンス平成一八年一月号五九頁以下、塩原良和「日本の外国人政策の現状と課題」三和総研SRIICレポート三巻四号（一九九八年）六五頁以下参照。
- (6) 外国人労働者は、将来的に本国で生活することを前提に来日する者が多く、子どもには、帰国してから教育を受けさせればよいという考え方も見られるとされる（厚生労働省職業安定局「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書」（二〇〇六年）一九頁参照）。
- (7) 日本経団連「外国人受入れ問題に関する提言」（平成一六年四月）、日本商工会議所「平成一七年度中小企業関係施策に関する要望」（平成一六年六月）参照。
- (8) 平成一八年入管法改正では、①上陸審査時に（特別永住者等を除く）外国人に対し指紋等の個人識別情報の提供を義務づけること、②テロリストの入国等の規制のための退去強制事由の整備、③本法に入る船舶等の庁に乗員・乗客に関する事前報告の義務づけなどが導入された。法務省入国管理局『出入国管理（平成一八年版）』八四頁以下参照。

- (9) 総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』(二〇〇六年三月) 参照。
- (10) 内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」資料による (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/>)。